

中京区マイナンバーカード交付コーナーのレイアウト変更業務委託 仕様書

文化市民局 地域自治推進室
マイナンバーカード企画推進担当
(担当: 細見・八津川 746-7807)

1 業務名

中京区マイナンバーカード交付コーナーのレイアウト変更業務委託

2 業務目的

中京区総合庁舎1階に設置している中京区マイナンバーカード交付コーナー(以下「コーナー」という。)について、執務スペースの拡充及び窓口業務の効率化を目的として、レイアウト変更を行うもの。

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年1月30日まで

4 履行場所

中京区総合庁舎1階(〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地)

5 業務内容

別紙1の図面に沿って、別紙2の什器・備品等の移設作業を行うもの。

別紙2のとおり、一部の什器・備品等は、ビス等により固定されているものもあるため、当該什器等、ビス等を取り外したうえ移設し、移設先において設置、必要に応じてビス等により固定を行うこと。

移設後の什器・備品等の設置先は、契約締結から作業当日までの間に明示するが、作業当日に設置場所を変更することがある。

なお、移設作業は、平日の区役所業務の終了時間以降に実施すること。

6 業務体制

- ア 受託者は、本業務の全部、その大部分又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。
- イ 受託者は、委託業務の遂行を統括する業務統括責任者を定めること。
- ウ 業務統括責任者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者でなければならない。

- エ 業務統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、その他の従事者を指揮監督し、業務の円滑な進ちょくに努めなければならない。
- オ 受託者は、業務統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、事前に本市の承諾を受けなければならない。
- カ 受託者は、特別な事情により業務統括責任者を変更する場合においても、業務の遂行に支障の無いよう、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、事前及び業務中の教育を万全に行わなければならない。

7 費用負担及び委託料の支払

(1) 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たって必要となる備品・消耗品等の費用を負担すること。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

(2) 委託料の支払

本業務完了後、本市において成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。